

申請に必要な書類

申請には以下の書類が必要となりますが、追加で書類の提出をお願いする場合があります。
提出書類の詳細については、申請の手引きまたは専用ホームページをご確認ください。
提出書類を審査のうえ、助成金を交付します。

事業者申請に必要な書類	法 人	個人事業者
中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業 助成金交付申請書(様式第1号)	●	●
誓約書(様式第2号)	●	●
申請対象を確認できる書類		
履歴事項全部証明書の写し	●	
本人確認書類の写し(表面・裏面)		●
中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業 株主報告書(様式第3号)	●	
導入する設備を確認できる書類		
設備費用の金額が確認できるもの(見積書、カタログ、仕様書等)	●	●
設備の使用エネルギー量がわかるもの(カタログ、仕様書等)	●	●
設置前の設置場所・工事場所等がわかる図面、写真	●	●
施工場所(設置)の現況写真	●	●
営業許可証の写し ※営業許可が必要な業種のみ	●※	●※
貸主承諾書の写し ※施設等に入居しているテナント等のみ	●※	●※
中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業 助成金交付決定前着手届(様式第4号) ※交付決定前に助成対象事業に着手した場合のみ	●※	●※
売上要件を確認できる書類		
確定申告書 別表一の写し【2022年以降】	●	
確定申告書 別表一の写し【2019年、2020年、2021年のいずれか比較する月の売上がわかるもの】	●	
確定申告書 第一表の写し【2022年以降】		●
確定申告書 第一表の写し【2019年、2020年、2021年のいずれか比較する月の売上がわかるもの】		●
決算報告書【2022年以降】	●	
損益計算書【2022年以降】 ※売上要件で付加価値額を選択した場合のみ	●※	●※
損益計算書【2019年、2020年、2021年のいずれか比較する月の売上がわかるもの】 ※売上要件で付加価値額を選択した場合のみ	●※	●※
法人事業概況説明書の写し(表面・裏面)【2022年以降】	●	
法人事業概況説明書の写し(表面・裏面)【2019年、2020年、2021年のいずれか比較する月の売上がわかるもの】	●	
所得税青色申告決算書の写し(青色申告 一般のみ)【2022年以降】		●
所得税青色申告決算書の写し(青色申告 一般のみ)【2019年、2020年、2021年のいずれか比較する月の売上がわかるもの】		●
収支内訳書【2022年以降】 ※白色申告または青色申告(農業・現金)の場合のみ		●※
収支内訳書【2019年、2020年、2021年のいずれか比較する月の売上がわかるもの】 ※白色申告または青色申告(農業・現金)の場合のみ		●※

Q&A

より詳細なQ&Aは
専用ホームページまたは
「申請の手引き」を
ご覧ください。

Q 「中小企業者」の定義はなんですか？

A 中小企業者の定義は下記の通りです。(下記の **A** **B** いずれかを満たす事業者)

業 種	A 資本金の額 又は出資の総額	B 常時使用する 従業員の数
①製造業・建設業・運輸業・その他業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

Q 「申請の手引き」は
どこで入手できますか？

A 申請書類や申請の手引きは
専用ホームページからダウン
ロード可能です。表面のURLまたは
二次元バーコードよりアクセスしてく
ださい。インターネット環境が無い
等、ダウンロードができない場合は
コールセンター(011-795-4163)まで
お問い合わせください。

Q 「みなし大企業」とはなんですか？

A みなし大企業とは、以下の①から⑤のいずれかに該当する中小企業者のことをいいます。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①から③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- ⑤ ①から③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

なお、国及び自治体等の公的機関は大企業とみなします。また、海外企業についても中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する資本金及び従業員数を超える場合は大企業とみなします。